

教 育 委 員 会 会 議 録

令和 4 年 8 月 定 例 教 育 委 員 会	
開 会 日	令和 4 年 8 月 2 3 日 (火)
開 会 時 間	午後 2 時 3 0 分～午後 4 時 2 6 分
開 会 場 所	佐賀市大財別館 4 - 3 会議室
出 席 者	委 員
	中村教育長 堤 委員 小川委員 吉村委員 撫尾委員 鳥飼委員
事 務 局	百崎教育部長 豊田教育部副部長兼教育総務課長 木島地域振興部副部長兼文化財課長 江頭図書館長 米倉教育部副理事兼学校教育課長 星下社会教育課長 横田学事課長 江川スポーツ振興課長 大坪公民館支援課長 小林歴史・文化課長 志波保育幼稚園課副課長兼幼保支援係長 川副教育総務課副課長兼総務係長 王丸教育総務課主幹兼教育政策係長
提 出 議 案	第 9 号議案 佐賀市教育委員会評価の結果について 第 1 0 号議案 令和 3 年度決算について 第 1 1 号議案 令和 4 年度 9 月補正予算について 第 1 2 号議案 佐賀市文化会館条例の一部を改正する条例 第 1 3 号議案 工事請負契約の一部変更について
協 議 事 項	な し
報 告 事 項	な し
欠 席 委 員	0 名
傍 聴 者 数	0 名
報 道 関 係 者	0 名
会 議 録 作 成 者	教育総務課副課長 川副 清隆

日程1 開会の宣告

(中村教育長)

皆さんこんにちは。それでは、これより佐賀市教育委員会8月定例会を開きます。

昨日で高校野球も終わりましたが、初めて白河の関を越えたということで、東北地方はものすごいフィーバーになっているのではないかと思います。以前、佐賀北高校が優勝したときの佐賀県内の大フィーバーを思い出しました。今年はコロナであまりあちこち行くこともできなかったので高校野球を見ることが多く、熱心に高校生たちが取り組んでいる姿や、コロナ禍でも地道に練習を積み重ねてあの舞台に立つ、その喜びに浸っている姿を見ると、スポーツをするということはとてもいいことで、子どもたちの心にいつまでも残ることなんだなと思いました。今、中学校では部活動改革ということで、いろいろ話し合いも進めているところなんですけれども、子どもたちの思いが充実できるような、達成できるような、そういう改革ができればいいなと思ったところです。

それでは、委員会に入らせていただきます。

本日は、6人中6人の委員が出席しておりますので、適法に委員会が成立いたしております。

本日は、配付しております日程に記載の事項につきましてご審議をいただくことになっておりますけれども、第10号議案から第13号議案につきましては、佐賀市教育委員会会議規則に規定する非公開事項「教育予算その他議会の議決を経るべき案件についての意見の申出に関する案件」であるため、非公開とさせていただきますと思います。

さらに、非公開とする議事につきましては、日程5「その他」の後にご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

日程2 会議録の承認

(中村教育長)

日程2、会議録の承認です。事務局より会議録の報告を求めます。

(川副教育総務課副課長兼総務係長)

7月26日の定例教育委員会の会議録につきましては、先日、皆様にお配りしておりますとおりでございます。よろしくお願いたします。

(中村教育長)

報告は終わりました。報告内容に質疑はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようですので、会議録は報告のとおり承認いたします。

日程3 教育長報告

(中村教育長)

次に、日程3、教育長報告をいたします。

別紙の教育長報告、8月教育委員会報告をご覧ください。まず、先月末から今月の行事について幾つかピックアップしてご紹介したいと思います。

7月30日土曜日に子ども大隈講座が大隈重信記念館でありました。今年はコロナ禍の中ではあったんですけども、たくさん子どもたちが参加してくれて、中学生の参加も多く非常に有意義な会になりました。子どもたちの様子を見てみますと、館長さん

や学芸員さんの話を熱心にメモに取り、真剣なまなざしで大隈侯のことを勉強している姿が本当に印象深かったです。アンケートを見ましたら、「とてもよかった」や「よかった」という回答ばかりで、子どもたちにとってこれが有意義な講座になったことがうかがえました。中にはスピーチコンテストを楽しみにしているということで、そのための勉強の一環として参加している子どももおり、次回のスピーチコンテストでどのような発表をしてくれるのか、非常に楽しみにしているところでございます。

8月2日には、早稲田大学教職員出前講座がホテルマリターレ創世でございました。昨年はコロナの影響で早稲田大学の田中博之先生の講座がオンラインでせざるを得ないような状況だったんですけれども、今回は同じ早稲田大学の小林宏己先生に来ていただいて対面により行いました。小林先生からぜひ対面でやりたいというふうなご要望もございまして実施しましたが、対面で実施して本当によかったと思えました。先生のお話もとても分かりやすかったですし、先生のお話に対して参加された先生方からいろんな質問がなされました。また、途中休憩のときには、直接先生のところまで行っていろいろ質問をされている方もいらっしゃって、対面のよさというのを感じました。私は講座の後にもお話をさせていただいたんですけれども、昼の講座では聞けなかったいろんなお話を聞くことができましたし、佐賀にも非常に興味を持っていただいて、次の日は、私はフリーで回りますから、ご案内とかは関係ありませんので気にしないでくださいとおっしゃっていただき、佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館やひがさすなどへ行っていただいたということです。後でお礼のメールもいただいて、本当にやってよかったと思えました。

8月4日は教育長と先生が語り合う会ということで、教育委員の皆様方にも多く参加していただきましてありがとうございます。今回、中堅教員の部ということで、それぞれの先生方が日頃悩んでいらっしゃることや中堅としてやらなければいけないこと、こんなことをやりたいんだけどどうもうまくいかない、どうしたらいいだろうかということで、いろんなお話を積極的にしていただきました。私からも自分なりの考えを伝えさせていただきましたが、アンケートを見させていただいても、「参加してよかった」、「参考になった」というご意見もあって、こういう会はもっと実施する方向で考えていかなければいけないと思えました。時間の関係もあって、語り合うという形がなかなかできなかったもので、次回は生でやり取りができるような、そういう場面もとっていただけらなと思っております。

それから最後、5番目になりますけれども、久しぶりに栄の国まつりがありまして、私も久しぶりに総踊りのほうに参加させていただきました。参加者は例年よりかなり少なかったんですけれども、やはりああいうところで皆さんと一緒に踊りながら練り歩くというのはとてもいい気分になって、やっぱり祭りっていいなというのを感じました。この佐賀の伝統的なお祭りが、コロナ禍であっても今後もやっていけたらいいなというふうに思いますし、来年はコロナ前のような盛り上がったすばらしい祭りができることを期待しております。

それから、大きな2番目は皆様方にお知らせでございます。県立高校入試の「2次募集」が今度から「再募集」に名称が変更になり、私立高校に入学手続き済みの生徒は再募集の対象外になるという通知がございました。これは、今まで私立高校に受検して合格していた子どもたちで、私立高校に入学手続きをしていた子どもたちでも、県立の一般入試が終わった後、2次募集があれば、そこに受け直して、そして、そこで合格すれば私立高校を断って県立高校に行くことができたんです。ところが、これによって、私立高校が定員などが決まった年度末に急に生徒数が減り、非常に厳しい状況になっているということもあったようです。また、高校の実質無償化により、経済格差による教育の機会均等を失うようなことは減ってきているという状況もありまして、次回からは、私立高校の入学手続きが終わったら再募集は受けられないということになります。ですから、一般入試が終わった後、そこでもし不合格だったら私立に行くということになります。私立に行かない場合は、入学金とかを納めないで2次募集にかけるしかないということ

になってしまいますので、しっかりと情報を徹底して子どもたちの不利益にならないようにしていきたいと思っています。

最後は、昨日の校長会でもお話をさせていただきましたけれども、富士・三瀬地区の小中学校に60年間にわたり子どもたちのためにパンやご飯の提供をしてくださっています富士町の田中製パンさんへの感謝の集いが行われました。ご夫婦をお招きし参加していただいたんですけれども、とても喜ばれたということでした。私は当日参加できなかったのですが、ここに書いていますようなメッセージを出させていただいたんですけれども、この感謝の集いを受けて、田中製パンさんはこれからも頑張っていきたいということを書いてくださったということでした。昨日の校長会では、こういう提供者の方に感謝する取組もぜひ各学校でお願いしたいと。給食室の先生方に感謝する取組はされているんですけれども、業者さんに関する取組というのはあまりされておられませんので、このことをお知らせして、特に地元の業者さんに関しては、子どもたちの思いを伝えるような取組をぜひお願いしたいとお伝えしたところでございます。

以上で報告を終わらせていただきますけれども、皆様方から何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、教育長報告を終わらせていただきます。

日程4 提出議案

(中村教育長)

続きまして、日程4、提出議案です。

まず、第9号議案『佐賀市教育委員会評価の結果について』、説明をお願いいたします。

(王丸教育総務課主幹兼教育政策係長)

それでは、第9号議案『佐賀市教育委員会評価の結果について』ご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。

本議案については、一番下の提案理由にありますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」となっております。今回、令和3年度事業の評価結果について、お手元にお配りしております議案等資料の別冊報告書ということで取りまとめましたのでご提案をいたしております。

報告書の概要につきましては、議案書の2ページ目以降に記載しております。2ページ目をお開きください。

まず、2ページ目の上段にございます「1. 評価の目的」です。先ほど申し上げた法の定めに基づき、佐賀市教育委員会では、平成20年度から毎年教育委員会による自己評価に加えて、外部有識者による第三者評価を実施しており、事業の継続的な改善を図っております。今年度の評価委員会のメンバーにつきましては、「3. 評価者」にありますとおり、大学教授、一般の企業の方、それから、NPO法人の方といった学識経験者の方々6名にお願いしております。評価委員の名簿につきましては、別冊の報告書4ページに記載しております。

次に、「4. 評価方法」についてです。まず、評価の対象としておりますのは、大きく分けて2つございます。1つは、教育委員会の活動状況についてです。そしてもう一つは、教育委員会事務局で実施した事務事業を佐賀市教育振興基本計画の4つの施策に分類し、各施策等を評価していただくというようにしております。どちらについても自己評価を行った後に、評価委員会において第三者評価を受けるというようにしております。教育委員会による自己評価について、教育委員会の活動状況につきましては、教育

委員の皆様は、今年6月の教育委員研修会の際に自己評価をしていただいております。また、4つの施策の各重点事業については、事務局において、今年2月に自己評価を実施いたしております。その下の評価委員会による第三者評価については、教育委員会による自己評価をもとにして、先月7月12日と19日の2回にわたり開催いたしました評価委員会において、4段階での評価や改善点の指摘などをいただいております。評価委員会には、教育委員からも堤委員と吉村委員にご出席をいただきました。どうもありがとうございました。評価委員会で評価、ご指摘いただいた事項については、お手元の別冊報告書にまとめておりますが、主なものを「5. 第三者評価の結果」として記載しております。

まず、評価対象の1つ目、教育委員会の活動状況についての評価です。議案書の3ページの上のほうになりますが、指摘事項と改善策の記載をしております。関連いたしまして、別冊報告書の11ページもご覧ください。

評価委員からの指摘事項としては、教育委員会の各種活動の状況について、市民や教育現場の意見聴取についても、対面に限らずオンラインを活用することで意見交換の機会を増やすことができるのではないかとのご指摘をいただきました。また、そのほかにも、教育委員の役割として、コロナ禍でも工夫して多岐にわたる事業内容に積極的に取り組んでいるといったご意見や、教育委員が問題点や課題をよく把握して活動しており、教育委員会がうまく機能しているといったご意見もいただいております。

なお、評価委員からの指摘事項に対する改善策といたしましては、市民や教育現場の意見聴取の際は、オンラインを含めたより事業効果の高い実施方法を検討していくということにしたいと考えております。

以上が教育委員会活動における指摘事項とそれに対する改善策になってございます。

続きまして、4つの施策に対する評価についてです。評価委員会では、各施策について4段階での評価と改善すべき点のご指摘をいただいております。各施策の評価については、議案書の2ページの下段に記載のとおり、今回は全ての施策において4段階評価のうち、上から2番目の評価、「一定の成果が見られ、概ね達成している」という評価をいただきました。また、別冊の報告書の13ページ以降には、個々の事務事業について指摘された事項や改善点についての対応策を記載しております。評価委員の皆様には、2回の会議にわたりまして、評価対象事業も多い中、限られた時間の中でありましたが熱心にご議論いただき、貴重なご意見やご助言を多数賜っております。

本日、その一つ一つはご紹介いたしません、議案書3ページの中段より下には、各施策における改善点の指摘、それと、その改善点についての対応策をそれぞれ記載いたしておりますのでご覧ください。

なお、今回、評価委員会でいただいた指摘への対応策については、今年度以降の各事務事業に反映していきたいと考えています。

教育委員会評価の結果については以上のとおりです。

最後に、今後の予定についてご紹介いたします。今日、委員にお配りしているこちらの報告書につきましては、来月9月の市議会定例会に提出いたしまして、その後、市のホームページで市民の皆様にご公表するというように進めてまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

(中村教育長)

今の評価委員会の結果について、何かご質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないようですので、第9号議案は原案のとおり承認いたします。

日程5 その他

(中村教育長)

次は、日程5、その他です。何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、引き続きまして、第10号から13号までの議案審議を行いますけれども、冒頭でご承認いただきましたとおり、会議を非公開といたしますので、傍聴者の方がいらっしゃいましたら退室をお願いいたします。

【非公開】

(中村教育長)

それでは、第10号議案『令和3年度決算について』、説明をお願いいたします。

(豊田教育部副部長兼教育総務課長)

それでは、議案書の4ページをお願いします。第10号議案『令和3年度決算について』でございます。

この議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づきまして、市議会の令和4年9月定例会に上程を予定しております令和3年度の決算につきまして、教育委員会の意見をお聞きするというものです。

私のほうから、まず議案書の5ページと6ページの令和3年度の歳出決算書の概要についてご説明をしまして、その後、別冊の令和3年度決算における主要な施策の成果を説明する書類(教育関係抜粋)、こちらで、どこの部署がどのような事業を実施しているのかというのが分かりやすいようにということで、課ごとに説明をさせていただきたいと思っております。

まず、現在、教育委員会に所属しております教育総務課から図書館まで、その後、公民館支援課、スポーツ振興課、歴史・文化課、文化財課、最後に保育幼稚園課の順番で説明をさせていただきます。気になった点やご質問などについては、説明が全て終わった後に頂戴したいと思います。

なお、そのご質問の際には、説明をしなかった事業について、もう少し詳しく聞きたいというようなこと、何でも構いませんのでよろしくをお願いいたします。

また、課ごとにご説明する関係上、まず教育総務課が最初から後ろのページまで説明した後に、次の学校教育課が最初のページ戻って説明するという手順で説明したいと思います。

なお、この別冊の資料につきましては、本体としてはこういう冊子になるんですけども、実際厚い冊子です。この資料を決算議案を上程する議会に提出するというものでございまして、どのような事業にどのぐらいの金額を要して、どのような実績だったかというのをまとめたものになっております。

それでは、説明に入らせていただきます。まず、議案書の5ページ、次のページの表になっているものからお願いいたします。

5ページ、歳出と上のほうに書いてありますけれども、太枠で囲っている部分が教育関係のものとなっております。まず、2款総務費、1項総務管理費、予算現額として151億5,492万6,680円、右側に行きまして、支出済額が142億4,439万6,049円とございます。このうちの支出済額の約7億8,000万円が佐賀市文化会館、東与賀文化ホール、サンライズパーク、山口亮一旧宅の管理運営といった教育に関係する予算となっております。

次の6ページをお願いします。中ほどに太枠で囲っております10款教育費、項が1項から6項までありますけれども、教育費全体で予算現額が110億1,886万4,051円、その右側、支出済額が96億8,227万2,834円となっております、その右側に翌年度繰越しということで11億1,000万円ほどがありますが、この翌年度に繰越しというのは、令和3年度の予算を次の年、令和4年度に持ち越したという

もので、内容は主に工事関係になっています。その表の一番下に歳出合計があります。これが佐賀市の一般会計全体の予算です。佐賀市の予算、このほかに国民健康保険と介護保険の特別会計というのがありますけれども、一般的な会計の分だけということで、予算現額合計が1,247億円ほどで、支出済額が1,147億円ほどあります。それぞれ教育費が先ほど予算で110億円と申しましたが、佐賀市全体の歳出合計1,247億円のうちの大体8.8%、支出済額が1,147億円のうちの96億円ということで、約8.4%ほどが教育に関する予算ということになっております。

全体の概要としては、説明は以上となります。

では、教育総務課の分の各決算の説明を、決算における主要な施策の成果を説明する書類でご説明いたします。

まずは、教育総務課につきましては、主に人件費、教育委員会の人事関係と工事関係を主にやっている部署です。

3ページをお願いします。一番上、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費です。この教育委員会費は、教育委員会の運営に係る予算、皆様の報酬ですとか、出張のときの旅費などをこの費目から出させていただいているというものです。

その下、次の2目事務局費です。事務局費の下に（特定財源）と書いてありますけれども、この特定財源とは、この費目に充当している歳入を掲載しております。国や県からの補助金ですとか、ここにあるふるさと応援基金などになります。また、その右側の○に職員数や特別職、会計年度任用職員の欄がありますけれども、それぞれの費目で支出している職員数と人件費が幾らかかっているという部分となります。以降の費目でもこういった記載がありますので参考とさせていただきます。

教育総務課の事業としましては、左側、下から2つ目の○で主なもの、委員会マネジメント経費、金額としては160万円ほどですが、先ほどご報告しました第三者評価委員会ですとか、市民満足度調査をこの費目の中で行っています。その下、早稲田・佐賀21世紀子どもプロジェクト補助経費です。これが先ほど教育長からご報告ありました早稲田大学との連携で、出前講座ですとか大隈重信のスピーチコンテストなどを実施しているという事業です。

次に、9ページをお願いいたします。上のほうの◎特色ある学校づくり推進事業というのがあります。

1つ目の○で生徒会活性化事業があります。この事業の中で、中学校の生徒会の研修ですとか、中学校パワーアップ・プランということで、全18校に5万円弱予算を配当しまして、生徒会活動に必要な備品等を購入して活動していただいています。その2つ下、○コミュニティ・スクール推進事業は、昨年度についてはコミュニティ・スクールを始める若楠小学校と大詫間小学校の年度当初、または準備に関する費用について補助を行ったというものです。

次のページ、2項小学校費です。もう1ページめくっていただきまして、11ページをお願いします。

2つ目の◎で施設改修費というのがあります。この事業は金額的に大きいんですけども、小学校の小規模な改修工事、教育環境の整備などの工事を実施しているものです。・の下から3つ目、小学校35校の安全管理に係る小規模改修工事につきましては、各学校に40万円程度を割り振りまして、各学校で工事を行っていただいておりますが、学校では手に負えない工事については教育総務課に相談をしていただき、ヒアリングをしながら工事を実施するかどうか判断しております。その下、◎巨勢小学校仮設校舎設置経費から次の北川副小学校、1つ飛ばしまして次のページになりますが、高木瀬小学校仮設校舎設置経費につきましては、児童数の増によりましてプレハブの仮設校舎を設置しました各学校の工事費やリース料でございます。

次の14ページをお願いします。下のほう、学校建設費があります。先ほどは小規模な工事についてご説明しましたが、これは大規模な工事、学校建設費となります。昨年度は兵庫小学校の校舎の増築、それから、屋外トイレ整備事業ということで、次の15

ページに書いております嘉瀬小学校と開成小学校の屋外トイレの改修工事を行ったものです。その下、4目春日小学校大規模改造事業継続費本年度支出額、次のページの5目東与賀小学校大規模改造事業継続費本年度支出額、これら2つにつきましては、年度を何年かまたがって継続的に行う事業の令和3年度支出分ということでございまして、両校とも令和元年度から令和3年度まで3年かけて行った校舎の改築等の事業で、昨年度で事業が完了したところです。

次の17ページをお願いします。3項の中学校費になります。次のページの◎施設改修費ですが、先ほど小学校のところでも申し上げましたけれども、これは中学校の小規模な改修工事、教育環境の整備ということでの小規模な工事を行ったものです。・の一番下が、先ほどと同じように中学校18校に予算を配分して行った修繕工事等の実績になります。

最後です。20ページをお願いします。3目諸富中学校屋内運動場改築事業継続費本年度支出額です。これは、令和2年度から令和5年度まで継続して諸富中学校の体育館の改修を行っております。その令和3年度の事業を実施したというものの実績となります。

教育総務課は以上です。

(米倉教育部副理事兼学校教育課長)

では、学校教育課です。項目が多いですので、簡単に説明を行います。

まず4ページの中ほどの◎教育委員会事務局運営費の中の○各種大会補助金680万円ほどですが、中体連等で九州大会、全国大会に出場としたときの補助金を出しております。その下の◎教職員用情報機器整備費ということで、ヘルプデスクの雇用と教職員のパソコンのリース、またはインターネット等の通信料でございます。

次の5ページの◎心の教育充実事業ということで、1つ目の○スクールカウンセラー活用事業です。スクールカウンセラー17人を53校に配置するための費用となっております。その下の○不登校対策事業は、サポート相談員6人を不登校の子どもたちの家庭へ派遣し、生活指導をしたり学校へつないだりするための費用です。その下のくすの実の指導員3名の人件費等もこの事業となります。その下の○学校問題解決サポート事業です。これは学校でトラブルがあったときの対策事業として、学校教育課に1名サポート相談員を配置して相談を行うための費用と、弁護士に相談した際の費用、または各学校で行ういじめの拡大委員会の委員の費用となっております。その下、○不登校児童生徒支援事業は、先ほども不登校対策事業がありましたが、この下の分はスチューデント・サポート・フェイスに委託している分でございます。学習支援員やICTを活用した学習支援を行っております。

次が7ページです。◎教育環境整備事業ということで、ALT（英語指導助手）派遣事業、特別支援教育推進事業、発達障がい児相談室運営事業がこの中に入っておりますが、ALTや特別支援教育のための学校生活支援員、または特別支援学級支援員等もこの事業の中に入っております。また、東与賀支所にひまわり相談室という発達障がい児のための相談室を持っておりますが、その運営費もこの中に入ります。

次の◎総合的学習推進事業、○山村留学助成事業は、北山東部小や三瀬中の剣道部等への山村留学の補助金ということになります。その下の○ふるさと学習支援事業は、小学校4年生と6年生を対象に佐賀市の自然や歴史や文化、公共施設等の見学体験のためのバスの借上料でございます。その次の○放課後等補充学習支援事業は、学習内容の定着が十分でない生徒のため、地域人材等を活用して放課後に中学校等で補習を行うための費用でございます。

次の◎学校経営充実事業です。まず1つ目の○到達度等調査研究事業は、各学校で行っているCRTやQ-U、知能テストといった学校検査に要した費用になります。次の○研究指定校委嘱事業は、学校に研究指定を行い、佐賀市の学力向上等に資するための事業で、2年間の調査研究を行う学校と単年度指定で外国人児童生徒への教育推進を行

っております。その下の○学校職員安全衛生管理事業は、学校衛生管理規則に基づいて各学校で開催する衛生・健康管理委員会に要する費用や、精神科の先生に相談するための費用ということになります。一番下の◎学校人権・同和教育推進事業は、同和教育のための研究会等に要する費用です。次の9ページ一番下の◎スクール・サポート・スタッフ配置事業は、コロナ対策のために学校内の消毒等を行う職員の配置のための費用となります。

飛ばしまして、12ページの2目教育振興費でございます。具体的な事業については13ページの◎教育用情報機器整備費は、GIGAスクール構想で児童生徒に一人一人パソコンを配置しておりますので、そのリース費用、またはインターネット等の通信費ということになっております。その下の◎ICT教育環境整備費は、電子黒板等の学校環境整備のための費用やICTの支援員14名の配置に要した費用でございます。その下の◎図書整備費は学校図書館の充実を図るための費用です。その下の◎GIGAスクール等機器整備事業は、教職員のパソコンや無線LAN、充電保管庫の整備のための費用です。

続きまして3項中学校費になります。19ページに教育用情報機器整備費、ICT教育環境整備費、図書整備費とありますが、先ほどの小学校と同様の事業を中学校で行うための費用となっております。

学校教育課としては以上です。

(横田学事課長)

学事課分です。10ページをお願いします。2項小学校費、1目学校管理費です。

最初の◎管理運営費につきましては、小学校の管理運営に係る経費で、そのほとんどが1つ目の・の光熱水費で、そのうち電気使用料が多くを占めております。その下の○管理運営費（繰越明許）（コロナ対策）、その下の○管理運営費（コロナ対策）は、国の交付金、補助金を活用し、感染症予防対策を講じるため、保健衛生用品や備品等の整備を行いました。

12ページをお願いいたします。2目教育振興費です。教育振興費の中の一番初めの◎就学援助費は、経済的な理由により就学困難な市内小学生の保護者に対し、給食費や学用品費などの一部を援助するための経費です。令和3年度の認定率は14.3%で、支給額、対象人員数につきましては、その下の表のとおりでございます。

次の◎特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級で就学する児童の保護者の経済的な負担を軽減するため、学用品費などの一部を補助するものです。支給額、対象人員数につきましては、その下の表のとおりでございます。

少し飛びまして、17ページをお願いいたします。3項中学校費、1目学校管理費です。最初の◎管理運営費につきましては、小学校費と同様に、中学校の管理運営に係る経費で、そのほとんどが1つ目の光熱水費で、そのうち電気使用料が多く占めております。その下、○管理運営費（繰越明許）（コロナ対策）と、その下の○管理運営費（コロナ対策）は、国の交付金、補助金を活用し、感染症予防対策を講じるため、保健衛生用品や備品などの整備を行いました。

次の18ページをお願いいたします。2目教育振興費で、これも小学校費と同様に、一番初めの◎就学援助費は、経済的な理由により就学困難な市内中学生の保護者に対し、給食費や学用品などの一部を援助するための経費です。令和3年度の認定率は18%で、支給額対象人員数につきましては、その下の表のとおりでございます。次の◎特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級で就学する生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、学用品費などの一部を補助するものです。支給額、対象人員数につきましては表のとおりでございます。

1ページ飛びまして、20ページをお願いいたします。上から3つ目の◎修学旅行キャンセル料等補助事業（コロナ対策）です。感染症対策として修学旅行を中止したことにより発生したキャンセル料等の補助を行いました。補助を行ったのは2校分でございます。

ます。

少しページが飛びます。58ページをお願いいたします。3目学校保健体育費です。次の59ページをお願いいたします。上から2つ目の◎学校体育費は、市中学校体育連盟の運営費等に対する補助や、中学校の部活動指導員の派遣などを行った経費でございます。その中の3つ目の・市中学校体育大会みんなで応援補助金（コロナ対策）です。コロナ対策として観客を制限し開催した市中学校総合体育大会及び市中学校新人大会の動画配信を行いましたので、その経費に対する補助を行いました。

次の60ページをお願いいたします。4目学校給食費です。学校給食費の中の最初の◎学校給食管理運営費は、学校給食施設の自校方式24か所と、給食センター5か所の管理運営に要する経費でございます。その次の◎学校給食の一部民間委託事業は、学校給食調理業務の一部を民間業者に委託する自校方式21校分に係る経費です。

学事課の説明は以上です。

（星下社会教育課長）

続きまして、社会教育課でございます。私のほうで課題が少しあると思われる事業に絞ってご説明させていただきます。

37ページをお願いいたします。中段やや下、◎青少年育成事業費の中の○家庭教育講座開催経費55万円でございます。この事業は、保護者自らが家庭教育、子育てについて考えるきっかけをつくることを目的に開催している事業でございます。様々な専門の分野をお持ちの講師、今は12名登録いただいておりますが、その中から派遣を行わせていただいで、講座を行うということで実施をしております。実績といたしましては、新入学説明会の開催が主なものになりますが、小中学校26校、受講者数1,476名になっております。

現在、子どもを取り巻く環境は、家庭内の問題に起因しているケースも非常に多いと感じております。福祉領域の課題であると同時に、家庭教育の支援の側面からのアプローチも必要な領域であるということで認識をしております。今現在は、より多くの保護者に届けたいということで、保護者が一堂に集まります新入学説明会のタイミングに合わせて開催をしておりますけれども、逆に言えば、就学前の保護者に限定した一回だけの取組になっているという側面もありますので、何らかの工夫ができないかなということをご考えているところでございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。下段の◎青少年支援事業費には○非行防止対策事業と、40ページの下○子ども・若者支援事業の2つの事業がございますので、それぞれご説明をさせていただきます。

まず39ページ、下の○非行防止対策事業1,500万円は、専任補導員3名と青少年育成委員122名による街頭巡回指導が主な業務ということになっております。青少年の非行、問題行動の早期発見・早期指導を目的に実施をしております。昨年度の実績といたしましては、街頭巡回指導の実施回数が1,715回、延べの従事者が6,544人となっております。指導状況については、40ページの上のほうに一覧表でお示しをしておりますけれども、上から7、8番目のところに危険な行為ということでありますが、ここから下が二人乗りや信号無視、無灯火など、一言で申しますと、自転車マナーに対する指導となっており、指導の内容の主なものということで、全体の9割となっております。一般的なイメージと言ってしまうとよろしいかどうか分かりませんが、いわゆる非行問題、例えば、窃盗や暴力行為、飲酒や喫煙といったものについては、現在、佐賀市では最盛期の8分の1程度と、大幅に減少しております。こちらの課題なんですけど、最盛期よりも大幅に減っているということで申し上げましたが、巡回活動で発見できる問題に対する指導件数が減っているという認識でございまして、実際のいろいろな非行や問題行動については、SNSやネットの世界を中心に目に見えにくい形で行われている可能性があるのではないかと考えています。こうした中で、今後は巡回活動の指導だけではなく、社会情勢の変化に対応した取組の検討も考えていかないと考えている

ところでは。

続きまして、40ページ目の下の○子ども・若者支援事業620万円でございます。この事業は、ひきこもりですとか、不登校の問題を抱える子ども・若者及びその家族の悩みに対応するために、専門の相談支援員に電話、面談、訪問支援、講座教室の開催等を行っているものでございます。相談支援実績といたしましては、延べの相談件数が2,509件、支援対象者数が267人、支援の終了者が26人となっております。相談内容は、ひきこもりや不登校、虐待、非行、不適応問題を抱える子ども・若者が中心となっております。その背景にある要因としては、精神疾患ですとか発達障がいを抱えるケースも増加をしているところですが、家庭内暴力や子どもへの虐待、貧困問題など、子ども本人というよりも、家庭内の問題に起因する事例が非常に多いところがあると思います。また、近年は学齢期のインターネット、SNS、オンラインゲームなどの依存に関する相談が増えているのが特徴であると思っております。また、全体として多重困難ケースということで、85%の方が1つの問題ではなくて、複数の問題を同時に抱えていらっしゃる方が非常に多いと言えないのではないかと思います。

本取組の成果としましては、41ページの上から5行目、4つ目の・に支援対象者のうち、改善が見られた人の割合が76.1%となっております。支援をスタートしまして、開始6か月経過者247名のうち、これはある指標、国が使っている指標も併せて使っているんですが、188名の方に何らかの改善が見られるという結果となっております。この業務はスチューデント・サポート・フェイスに委託をして実施しておりますが、この法人は臨床心理士や弁護士、精神科医、理学療法士、教員や保育士など、複数の専門家のチームで構成されているNPOでありまして、高い専門性とチームでの対応力が改善率につながっている要因の一つではないかと考えております。

社会教育課の説明は以上です。

(江頭図書館長)

続きまして、図書館でございます。42ページをお願いいたします。

10目図書館費になります。◎市立図書館管理運営費です。○一般管理運営費とその下、○分室・自動車図書館管理運営費は、市立図書館本館及び6つの分室と、自動車図書館の運営に係る経費でございます。

次の○情報発信経費は、市民への情報発信として、図書館だよりの発行や佐賀大学と連携した市民講座、手づくり絵本教室とコンクールの実施などに要した経費でございます。

次の○読書活動支援経費の主なものは、図書館本館の調べ物コーナーで利用者に提供しているオンラインデータベースの利用料でございます。また、このほかにも図書館や地域で読み語りや対面朗読のボランティアとして活動していただく方々の養成講座の費用、視覚障がい、身体障がいなどのために来館が困難な方を対象に無料で図書館資料を宅配するサービスなどに要した費用などがここに入ります。

43ページをお願いいたします。○施設管理費と施設管理費に係る○通常修繕と○計画改修は説明を省かせていただきまして、次の○図書館コンピュータシステム関連経費は、貸し出しサービスなどを提供するために必要な図書館システムの保守委託料とシステム関連機器類のリースに係る経費でございます。

次の○分館管理運営費は、合併した町村にございます7つの分館の運営費で、経費は消耗品ですとか電話通信料などが中心でございます。

次の○図書館資料整備費は、本館、6分室、自動車図書館の資料整備に要した経費でございます。また、その下の○分館資料整備費は、7つの分館の図書館資料整備に要した経費となります。これらを合わせました市立図書館全体の資料整備費は、令和3年度はおよそ6,360万円ほどで、前年比と比較いたしますとおよそ30万円ほどの減額となっております。

それから、44ページに令和3年度の市立図書館の利用状況をまとめた表を掲載して

おります。表の左から3列目をお願いいたします。貸出者数でございますけれども、市立図書館全体の年間の貸出者数はおよそ29万6,000人で、前年度比8%の増加、その右の貸出点数はおよそ159万点で、こちらも前年度比8%の増加でございました。

なお、貸出者数、貸出点数ともに増加をしておりますけれども、これは令和2年度が新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、臨時休館ですとか利用制限を行い、利用実績が大きく減少したことが影響しております、残念ながら利用状況はまだ新型コロナの感染拡大前の状況までは回復したわけではございません。説明は以上でございます。

(大坪公民館支援課長)

公民館支援課分です。25ページをお願いいたします。5項社会教育費、2目公民館費です。最初の◎公民館等管理運営経費、○公民館改修事業、次のページをお願いいたします。主なものは、赤松公民館の空調更新工事、本庄公民館外壁改修工事など工事請負費となっております。同じページの2つ目の○公民館予約システム導入事業(コロナ対策)です。公民館の利用に係る手続をオンライン化し、窓口等で接触を減らすことで新型コロナウイルス感染症拡大を防止するとともに、事務室に職員がいない時間帯でも公民館の予約ができるようになり、利用者の利便性を向上させるため、システム開発等委託料や備品の購入費などとなっております。

次の○公民館管理運営費【維持管理関係】です。これは、公民館の主に維持管理に要した経費で、光熱水費や機器等借上料、施設管理人、植栽剪定など、委託に係る経費、備品の購入費などです。その下の【主催事業関係】は、主に公民館事業の講師謝金等や消耗品に係る経費となっております。

次のページをお願いいたします。最初の◎勸興公民館建設事業は、勸興公民館の移転改築に伴い要した経費で、主なものは旧公民館の解体工事、駐車場整備、屋外倉庫新築工事などに係る経費となっております。その下の◎循誘公民館建設事業、これは循誘公民館の移転改築に伴い要した経費で、主なものは開館準備のための備品購入や旧公民館の解体工事などに係る経費です。その下の◎諸富町公民館建設事業は、諸富町公民館の移転改築のために要した経費で、主なものは、諸富支所駐車場整備に係る経費です。その下の◎川上公民館建設事業は、県産業団地整備に係る市道拡幅工事に伴い、現在の川上公民館の移転改築のための建築設計等に係る経費です。

次のページをお願いいたします。◎西川副公民館建設事業は、西川副公民館の移転改築のために要した経費で、主なものは、建設用地の土壤調査と造成工事などに係る経費です。次の◎中川副公民館建設事業は、中川副公民館の移転改築に伴い要した経費で、主なものは旧公民館の解体工事に係る経費です。

続きまして3目生涯学習施設費、2つ目の◎コミュニティセンター管理運営費[公民館支援課分]です。これは、経年劣化した富士北部コミュニティセンター研修室の空調設備等の改修に要した経費となっております。

少し飛びまして、45ページをお願いいたします。11目循誘公民館建設事業継続費本年度支出額です。循誘公民館の移転改築のために要した経費で、主なものは新たな公民館の建設工事に係る経費となっております。

説明は以上です。

(江川スポーツ振興課長)

スポーツ振興課でございます。46ページをお願いします。6項保健体育費、1目スポーツ振興費でございます。この費用は、スポーツを振興する主にソフト面での経費でございます。◎生涯スポーツ推進事業費は、生涯にわたり市民がスポーツを享受するための事業でございます、1つ目の○スポーツ少年団育成経費として、少年団大会や親子の交流大会を実施しております。その下、スポーツのきっかけづくりとして、ニュー

スポーツの用具貸出しや出前講座などを実施し、普及指導を行っております。

47ページをお願いいたします。スポーツ推進委員協議会活動推進経費、これは地域でスポーツの普及指導を担う推進委員112名で構成する協議会の活動経費補助でございます。

その2つ下、さが桜マラソン大会開催経費につきましては、佐賀新聞社、佐賀陸上競技協会、佐賀県、佐賀市、神埼市の5者で実施する大会でございます。前年度同様中止となりましたけれども、オンラインによる代替大会を実施し、それに要した経費でございます。

48ページをお願いいたします。◎競技スポーツ推進事業費でございます。各種スポーツ大会の補助の実施、また、スポーツ振興団体である佐賀市体育大会、現佐賀市スポーツ協会でございます。こちらと連携しながら、大会の運営、選手の指導育成のほうを行っております。

新型コロナウイルス感染症の状況により多くの大会が中止となりましたけれども、市民体育大会などは開催ができております。事業詳細は記載のとおりでございます。

続いて、49ページをお願いいたします。○の上から3つ目でございます。スポーツ合宿推進事業、こちらの事業としましては、市外のアマチュアスポーツ団体が佐賀市で実施するスポーツ合宿への補助金、それから、佐賀市スポーツキャンプ誘致・交流推進協議会への負担金となります。・スポーツ合宿補助金につきましては、新型コロナの影響もございまして、記載のとおり3件の実績でございました。

その下の佐賀市スポーツキャンプ誘致・交流推進協議会の活動につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピックのニュージーランド、フィンランド選手の佐賀市での事前キャンプ期間中にオンラインではございましたけれども、交流事業を実施しております。

下の表に記載をしておりますけれども、市内の小中学校53校の子どもたちによる応援メッセージ入り国旗の贈呈、それから、オンラインツアーにつきましては、選手に佐賀市の特産品の紹介、佐賀市の紹介をさせていただいております。また、オンライン陸上競技教室では、選手が市内陸上クラブの子どもたちに走り方を指導していただいております。また、市内小中学校の子どもたちに選手たちや大使館へ手紙を書かせていただきました。両国の大使館や本国のスポーツ団体からもお礼状が届いております。交流を通して子どもたちに競技力向上、また国際的な視野と多文化共生の考え方を学んでいただきました。

続きまして、50ページ、○の2つ目でございます。各種大会出場補助経費、こちらはスポーツ活動をする佐賀市の小中学生の活躍を祈念いたしまして、激励するための経費の一部に対して補助を行ったものでございます。

51ページをお願いいたします。◎プロスポーツチーム連携事業でございます。こちらは、スポーツの振興、青少年の健全育成を目的といたしまして、市と連携協定、また交流宣言を結んでおります佐賀バルナーズ、サガン鳥栖、こちらのプロチームとの連携事業でございます。その下の○プロスポーツチーム連携事業、こちらはスポテンSAGA2021を実施しております。前年度に続きまして、2回目の開催でございます。11月23日に佐賀商工ビル駐車場及び南面道路ほか周辺にて選手によるトークショーや競技体験を行い、2,500人の方に来場いただきました。

その下の佐賀バルナーズ連携事業につきましては、バルナーズのコーチや選手による各小中学校、または保育園に出向いて、バスケットボールやダンスを取り入れたスポーツ教室、クリニックの実施を行っております。また、子育て中のお母さんも対象にした同様の教室も実施いたしました。

52ページの中ほどの・になりますが、バルナーズのホームゲームでは割引チケットの販売委託を行い、市民の試合観戦のきっかけづくりを行っております。その下の○サガントス交流宣言事業でございます。こちらは、サガン鳥栖のホームゲームでのマッチスポンサーでの佐賀市のPR、また、地域担当選手として2名の選手が佐賀市の成人

式などでのメッセージの提供や広報媒体に出演してもらったり、各学校での巡回サッカー教室の実施や、夢をテーマに授業を行うなどの事業を行っていただきました。

54ページをご覧ください。2目スポーツ施設費でございます。こちらは、スポーツ施設の維持管理建設に要する費用でございます。1つ目の◎スポーツ施設管理運営費は、社会体育施設の安全で快適な利用を図るため、指定管理者及び市直営により管理運営を行った経費でございます。公益財団法人佐賀市体育協会、現佐賀市スポーツ協会の指定管理分として、一つ目の・佐賀勤労者体育センターから次ページの4つ目の・春日運動広場までの9施設、川副スポーツクラブの指定管理分としては、スポーツパーク川副と健康運動センターとなっております。その下の○直営施設につきましては記載の6施設の管理運営に伴う修繕費や原材料に要する経費でございます。その下の○学校体育施設開放事業につきましては、小中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、社会体育や地域のふれあいの場として有効利用してもらおう経費でございます。

その下の◎スポーツ施設整備費、またその下の◎富士しゃくなげ湖ボート・カヌー競技施設整備事業につきましては、SAGA2024国スポの競技会場として、ボート・カヌー競技施設整備に伴う経費でございます。

56ページ、57ページにつきましては、各体育施設の利用状況でございます。スポーツ振興課の説明は以上でございます。

(小林歴史・文化課長)

続きまして、歴史・文化課分をご説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。2款総務費、18目文化施設費でございます。◎文化会館管理運営経費の内訳としまして、1つ目の○自主文化事業費補助事業、これは市民文化の向上のための自主文化事業を運営するための補助金を公益財団法人文化振興財団に交付しておりまして、20企画28公演を行われております。

次に、2つ目の○文化会館管理運営委託事業、これは文化会館の指定管理委託料でございます。

3つ目の○になりますが、これは文化会館の施設につきまして、長寿命化計画に基づき改修を行ったものでございます。4つ目の○とその次の2ページの◎、こちらはSAGAサンライズパーク関連の文化会館整備事業でございまして、文化会館とSAGAプラザの間に新設するロータリーであったりとか、ペDESTリアンデッキ、こちらはSAGAサンライズパークと文化会館を横断するデッキになりますけれども、国道の横断部分につきましては県の事業になりますが、文化会館とこの横断デッキを接続する部分につきましては市の事業となっており、県に委託をしております。その下の◎につきましては、東与賀文化ホールの管理運営経費でございまして、1つ目の○が指定管理料、それから、2つ目が施設の改修事業でございまして、これはコロナ対策として臨時交付金を活用して実施しております。

それから、2ページの下の部分になりますけれども、◎山口亮一旧宅管理経費、こちらは与賀町にあります古民家、山口亮一旧宅の維持管理と活用委託業務に要した経費でございまして、老朽化により傾いた柱の補修工事などを行っております。

次に、24ページをお願いします。10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。2つ目の◎文化芸術振興費[文化振興課]で、1つ目の○文化芸術振興経費、これは令和2年度に策定した第3次文化振興基本計画の進捗管理を行う懇話会を開催した経費、それから、かわそえ佐賀田園の郷ギャラリー管理運営業務は川副支所の空きスペースを活用して、川副町出身の画家の作品の常設展や企画展を実施するための経費です。川副支所建替えに伴いまして、今年3月末に閉鎖をいたしております。次の○文化連盟補助事業は市の文化の向上のために文化連盟等への補助を行っております。その下の○市民芸術祭開催事業は令和3年11月13日、14日の2日間開催し、コロナ対策として、令和2年度から動画配信も行っているところです。

次の◎文化芸術活動支援事業、これは新型コロナウイルス感染症の影響により、文化

芸術活動を中止、自粛せざるを得ない状況にある団体または個人に対して、文化会館や東与賀文化ホールの使用料等に補助を行ったものでございます。9月末まで行っております。

次に、29ページをお願いします。4目佐野常民記念館費です。◎佐野常民記念館管理運営費、これは昨年度リニューアル工事を行っておりまして、令和3年4月1日から9月24日まで休館をいたしておりました。9月25日に佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館と名称を変更してリニューアルオープンをいたしております。1つ目の○は一般管理運営費、そのほか、体験学習関係費、これは月に2回、小学校4年生以上を対象として「ものづくり教室」を開催いたしました。

それから、その下の○企画展示関係費、これは企画展を行ったものでございまして、最後の◎佐野常民記念館展示設備改修事業は、今回のリニューアル工事と併せまして、佐野常民に係る展示設備の改修委託にかかった経費でございます。

以上です。

(木島地域振興部副部長兼文化財課長)

文化財課です。32ページをお願いいたします。7目文化財保存費、1ページめくっていただきまして、最初の◎指定文化財等保存管理事業です。1つ目の○文化財等保存管理経費につきましては、佐賀市内に所在をします指定文化財等の維持管理、整備、活用を実施しております。主なものとしましては、佐賀城鯨の門の維持管理、市内に所在をします天然記念物の樹勢調査、指定文化財保存事業への補助などがございます。

その下、指定無形民俗文化財保存事業は、市内の指定無形民俗文化財の保存・継承を支援するもので、記載をしております5つの指定文化財に補助を行っております。

それから、その下、葉隠発祥の地維持管理事業、これは葉隠発祥の地の除草作業などを行うものでございます。それから、その下、市内遺跡公開活用事業は、ずらっと各種内容を書いておりますけれども、大きく3つありまして、1つは国の史跡であります東名遺跡に関するイベント、講座、企画展、また、市内の小学校を中心に6年生を対象とした出前事業を行っております。それから、肥前国庁跡資料館におきましては、古代の山城を題材とした講座、それから、市内の古代遺跡に関する展示会を実施いたしております。また、七ヶ瀬遺跡から出土しました中国製の銅鏡をはじめとする貴重な遺物の展示解説も行っております。

34ページ一番上の◎肥前国庁跡保存管理事業では、肥前国庁跡の維持管理や活用、資料館の管理運営を実施しております。令和3年度の入場数は、前年に比べ5割増しの2,900人となっております。それから、2つ目の◎東名遺跡保存管理事業におきましては、東名遺跡の遺跡の保存状態を確認するモニタリング調査の実施と、その分析を行う委員会の開催をいたしております。その下の◎東名遺跡・埋蔵文化財センター整備事業では、東名遺跡のガイダンス施設と埋蔵文化財センターの複合施設を建設するために、巨勢川調整池の西側に約8,000平方メートルの用地を取得しております。それから、その下の◎地域文化財等保存・継承事業は、地域資源の保存・継承する活動に対して経費の支援を行うもので、記載をしております5つの団体の活動に対して今回支援を行ったものでございます。

続きまして、その次のページ、35ページです。8目埋蔵文化財発掘調査費、まず1つ目の◎補助事業です。その下の○市内遺跡(国庫)分経費は、市内における開発事業に先立ちまして、埋蔵文化財の確認調査を行うもので、令和3年度は届出件数が483件、このうち165件について確認調査を行いました結果、遺跡が確認されたものが38件ございました。そのうち、現状保存が困難であった6件の開発事業について本調査を行い、遺跡の記録保存を実施しております。また併せて、出土遺物や調査記録類の整理を行い、報告書を刊行しております。その下の○遺物保存処理(国庫)分経費では、東名遺跡から出土しました編みカゴなど13点について、化学的な保存処理を行い、恒久的な見学ができるように処理を行っております。それから、その下、東名遺跡(国庫)

分経費につきましては、東名遺跡の出土遺物などについて整理作業を実施したものです。その下、世界遺産関連（国庫）分経費、これは三重津海軍所跡の整理調査を行う経費になります。それから、その下、高木瀬（国庫）分経費、これは高木瀬地区のほ場整備事業に伴い実施をしました発掘調査の後の整理調査と報告書作成のうち、国庫補助事業で行った分の経費になります。その下の◎単独事業、その下の○埋蔵文化財発掘調査経費につきましては、補助の対象外の経費を執行した額になります。その下の○久保泉工業団地発掘調査経費につきましては、久保泉工業団地の造成に伴い実施をしました発掘調査の記録類の整理調査、また報告書作成を行うものでございます。その下、世界遺産関連（単独）分経費、これにつきましては、重要産業遺跡の発掘調査に伴い、補助の対象外の経費、または文献調査に関する経費として執行したものでございます。その下、精煉方跡発掘調査経費、これは精煉方跡の発掘調査の出土遺物等の整理調査を行ったものでございます。それから、その下の◎受託補助事業です。これは佐賀コロニー（県委託）分の経費につきましては、佐賀県の県営産業用地造成に伴い実施をしました発掘調査の経費となります。その下、高木瀬（県委託）分経費につきましては、先ほど国庫補助事業で説明しましたが、高木瀬地区ほ場整備事業に伴い実施をしました発掘調査の整理調査と報告書作成のうち、佐賀県の中部農林事務所からの委託事業として行った分になります。最後の◎受託単独事業につきましては、緊急発掘等調査費（民間）分経費となりますが、これは小規模な民間開発事業に対しまして、緊急的に実施した2件の発掘調査と1件の整理・調査報告書作成に要した経費となります。

説明は以上でございます。

（志波保育幼稚園課副課長兼幼保支援係長）

最後に、保育幼稚園課から説明をいたします。資料は21ページをご覧ください。4項幼稚園費、1目幼稚園費でございます。この幼稚園費には、市立の本庄幼稚園の運営に関する経費と、私立の幼稚園の運営に関する経費がございますけれども、教育委員会の権限に係る経費といたしまして、本庄幼稚園関連経費に限ってご説明をいたします。

まず、1つ目の◎公立幼稚園運営経費、約1,420万円でございます。これは、本庄幼稚園の運営に要する経費で、このうち900万円ぐらいが会計年度任用職員の人件費、残りが消耗品、光熱水費、施設の維持管理のための委託料、備品購入費など、管理運営に係る経費となっております。例年と違うところをご説明しますけれども、この21ページの左上のほうに（特定財源）と書いてあるところ、その他の1つ目に寄附金とございますけれども、これは令和3年9月に本庄町在住の故人から頂いた寄附金100万円でございます。これを財源といたしまして、本庄幼稚園において、本、あるいは紙芝居、また園でのお祭りに使う備品などを購入させていただいております。

次に、このページの2つ目の◎公立幼稚園子ども・子育て支援経費、約134万円でございます。これは、本庄幼稚園で実施しております預かり保育、通常の園の降園時刻が14時になりますが、それから18時までの間、あるいは夏休み期間中など、長期休業中におきまして園児をお預かりするものでございます。経費の内容としては、ほとんどが会計年度任用職員の人件費となっております。

以上で説明を終わります。

（中村教育長）

大分長かったもので、分かりにくいところもあったかもしれませんが、何か聞かれてご質問や、さらに説明を求めるようなところがありましたらお願いしたいと思います。

（撫尾委員）

1ついいですか。

(中村教育長)

撫尾委員さん、どうぞ。

(撫尾委員)

24ページですけれども、かわそえ佐賀田園の郷ギャラリーというのが多分今なくなっていると思うんですけれども、そこに今まで保管されておった絵とかなんとかは、今後はどういうふうになっていく見込みでしょうか。

(小林歴史・文化課長)

ご質問ありがとうございます。ご質問の箇所は、24ページの真ん中下のかわそえ佐賀田園の郷ギャラリーの運営経費のところになるかと思いますが、先ほどご説明したとおり、3月末で閉鎖をさせていただいております。ただし、管理していた絵につきましては、市内の小中学校であったりとか、文化会館、東与賀文化ホール等に分散展示をさせていただくこととしております。

(撫尾委員)

川副出身の4人の画家の先生の、どこかまとめて保管するとかいう計画はないということですね。ばらばらになっていくということですね。

(小林歴史・文化課長)

はい。

(撫尾委員)

残念ですけれども。

(小林歴史・文化課長)

移転先が、川副支所には代表的な作品の展示を、4先生の絵を飾らせていただいて、それ以外は主に川副支所館内の公民館であったりとか学校であったりとか、そういったところに展示をさせていただいて、そこでも入らない部分については、市内の小中学校や文化会館のほうで飾りたいというお声をいただきましたので、分散展示をさせていただくこととしております。

(撫尾委員)

ありがとうございます。

(中村教育長)

ほかにごございますでしょうか。小川委員さん、どうぞ。

(小川委員)

39ページの青少年支援事業費のところ、この事業費そのものにはあまり関係しないんですが、40ページのところに巡回指導状況を書いてありまして、無灯火、傘差し、ながら運転や右側通行などの件数がかなり上がっております。私も自転車に乗っているときに、右側通行などに気づくことが多いのですが、子どもが交通ルールなどを知り覚ていく場所は学校や保育園、幼稚園等の交通安全教室などになるのでしょうか。それとも、日常生活で覚えていくものなんでしょうか。時々、右側を並列で走っている場面に出くわすと、この子たちはルールを知らないまま、普段自転車を運転しているのかなとか思ったりします。この事業とは関係ないと思うんですが、そういうところをお聞きしたいと思って発言しました。

(星下社会教育課長)

先ほどもご説明しましたが、社会教育課に籍を置いている専任補導員3人と、各校区に数名いらっしゃる少年育成委員に、それぞれ巡回活動をしていただいております。挨拶も含めた巡回活動の中で注意や指導をしていただいておりますが、ご覧の指導を行った行為には、マナーといった面もあると思います。これは基本的には家庭の問題といった部分もありますが、学校などでも交通安全教室のような取組も行われておりますので、ルールの認識がされていない子どもさんがいれば、地域の方や学校を含めてやっていく必要があると思っております。

(小川委員)

分かりました。ありがとうございました。

(中村教育長)

小学校では毎年交通安全教室が行われていて、自転車の乗り方については指導しております。その際、自転車は左側通行ということで話をしておりますし、各学校でも毎年春や秋に交通安全週間があります。また、道路交通法が改正されたときには学校へ資料等も送っておりますので、各学校では指導しているというふうに思います。

ほかに何かございますでしょうか。吉村委員さん、どうぞ。

(吉村委員)

これは感想になりますが、関連して、自転車を通ることのできる歩道では、自転車は車道側を通ることになっていきますけど、子どもによってはどっち側を通るか迷ったり、少し狭い歩道になると歩行者とすれ違う際の通り方で迷うこともあるようです。学校の交通安全教室で指導をしていただいておりますので、そのときの資料を見ながら家で話す機会をもつようにしたり、なるべく小さいうちから、いろいろな場面を想定してこういうときはこうした方がいいよといったことを伝えるんですが、なかなか個別のケースは難しいところがあると思います。そういう自転車の難しさもあって、学校のプール開放の時に送迎担当を敬遠する保護者さんもおられますし、子ども会で自転車移動する機会に指導していたものもなくなっている状況にありますので、このような機会は今後考えていけないといけないと改めて思いました。

(中村教育長)

ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(中村教育長)

それでは、これで第10号議案に対する意見聴取を終わらせていただきます。

続きまして、第11号議案『令和4年度9月補正予算について』、説明をお願いいたします。

(豊田教育部副部長兼教育総務課長)

それでは、資料7ページをお願いします。第11号議案『令和4年度9月補正予算について』です。こちらも地教行法29条の規定によりまして、佐賀市教育委員会の意見を求めるということで、議案書8ページと9ページに該当部署の事業を上げております。それぞれの部署からご説明をしたいと思います。

まず、教育総務課です。一番上、教育総務費寄附金500万円、歳入のみを上げております。これは、発明家の古賀常次郎さんから佐賀市の教育のためにということで寄附のお申込みをいただきまして、500万円を佐賀市教育委員会のほうに頂きました。その分の歳入500万円です。右側の概要のところを書いておりますけれども、「佐賀市

ふるさとづくり基金」というところに全額積立てをいたしまして、今後、どういうふう
に使うのか、分割で使うのか、ある程度まとめて使うのかというところは今後考えてい
きたいと考えています。

次の左側、歳入の学校施設環境改善交付金394万4,000円、その下、合併推進
事業債▲350万円でございますが、国の交付金394万4,000円の決定がありま
したので、その見合い分の事業債350万円を減額するというもので、対象事業は東与
賀小学校の体育館の照明を水銀灯からLEDに換えるという事業になっています。7月
1日から事業を始めていまして、9月9日までの完了ということで考えています。交付
金を受けたことで事業債を減額するという、財源の組替えを行うものです。

教育総務課は以上です。

(米倉教育部副理事兼学校教育課長)

学校教育課です。学校教育課は、企業版ふるさと応援寄附金を頂きましたので、これ
を教職員用情報機器整備費に充当し、財源の組替えを行うものです。企業版ふるさと納
税企画書のデジタル技術を活用し、誰もがどこからでも自分らしく学べる環境づくりの
取組に賛同いただいたものとなっております。

以上です。

(横田学事課長)

続きまして、学事課分です。債務負担行為、学校給食の一部民間委託事業です。対象
年度は令和4年度から令和7年度まで、契約期間は令和5年度から7年度の3か年分で
すが、令和4年度中に委託業者の選定を行う必要がありますので、令和4年度からの債
務負担を計上するものです。学校給食調理等業務委託については、契約期間は3年で、
特に問題がない場合はさらに3年間更新し、最長6年の契約を行っております。

今回の対象となる10施設あります。内訳は、6年がたち再選考するものが4施設あ
りまして、北川副小、若楠小、川上小、佐賀中部学校給食センターでございます。3年
がたち更新するものが5施設ありまして、神野小、巨勢小、久保泉小、東与賀小、諸富
学校給食センターでございます。そして、春日小学校を新たに民間委託します。限度額
を7億9,709万9,000円以内としております。

以上です。

(大坪公民館支援課長)

公民館支援課です。次のページをお願いいたします。西川副公民館建設事業に係る損
害賠償金です。西川副公民館建設用地において、造成工事中に排出基準を超えるダイオ
キシン類及び大量の地中障害物が発見され、その処分に多額の費用を要したため、相手
方に処分費用等の損害賠償請求を行い、その損害賠償金が入金されたものです。

その下です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した公民館ポ
ータブル蓄電池整備事業です。これは、新型コロナウイルス感染症対策として、公民館事業
や地域行事など、外で実施する場合の屋外電源として、ポータブル蓄電池を公民館に整
備するものです。補正額ですが、32館にポータブル蓄電池を購入する備品購入費とし
て1,400万円をお願いするものです。目的ですけれども、公民館での新型コロナウ
イルス感染症拡大を防止するとともに、公民館事業や地域行事において、人と人との間
隔を十分に確保できる屋外での活動を充実するため、また、災害時などの非常用電源と
して利用できるようにすることで、利便性が向上するものと考えております。

導入の効果といたしましては、観月会、花火大会、通学合宿など夜間に行うイベント
で、電源コードが届かない箇所での照明の確保ができること。また、スポーツ祭やラジ
オ体操会など、野外で行うイベントで音響機器や扇風機、サーモカメラなどといったも
のが利用可能となります。さらに、非常時の電源確保といたしましては、災害時など通
信付き公衆無線LANの電源を確保し利用することを考えており、以上のような効果が

期待できるものと考えております。

説明は以上です。

(木島地域振興部副部長兼文化財課長)

その下、文化財課です。この補正につきましては、高木瀬地区で実施をされます農林業基盤整備事業におきまして、本年度施工地区内で埋蔵文化財の存在が確認されたため、遺跡の現状保存が困難な部分について発掘調査を実施し、遺跡の記録保存を図ることを目的として行うものでございます。

今回、調査を行いますのは、小里一本松遺跡490平方メートルと、小里一本松東遺跡640平方メートルの合わせて1,130平米で、いずれも弥生時代から古墳時代にかけての集落跡となっております。場所につきましては、東名遺跡の存在する巨勢川調整池の南一帯に位置をしております。調査は11月から翌年の2月に実施する予定としております。調査費につきましては、全体事業費として1,248万円、そのうち、国庫補助事業として156万円、佐賀県の中部農林事務所の委託事業として1,092万円を計上しております。

説明は以上でございます。

(中村教育長)

それでは、11号議案について、補正予算について何かご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(撫尾委員)

小里一本松遺跡というのをネットで調べたら、場所が小城町畑田となっておったんですが、これは高木瀬地区なんですか。

(木島地域振興部副部長兼文化財課長)

はい、大体は小字名を遺跡名にあてますので、ここの分は小城ではなく高木瀬校区内の小里という地区になります。

(撫尾委員)

分かりました。

(中村教育長)

ほかに何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで第11号議案に関する意見聴取を終わります。

続きまして、第12号議案『佐賀市文化会館条例の一部を改正する条例』について、説明をお願いいたします。

(小林歴史・文化課長)

議案書の10ページをお願いします。第12号議案『佐賀市文化会館条例の一部を改正する条例』ということで、佐賀市文化会館条例の一部を次のように改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、佐賀市教育委員会にご意見を求めるものでございます。

説明につきましては、議案書等資料の1ページをお願いします。1ページに改正する条例の内容、それから、次のページ以降に条例の新旧対照表を掲載させていただいております。

それでは、1ページの項目に沿って説明をさせていただきます。まず、1の改正理由でございます。佐賀市文化会館につきましては、現在、改修工事等を行っておりますけ

れども、管理運営の見直しに伴いまして、駐車場や広場の使用料を定める必要がございますので、佐賀市文化会館条例の一部を改正するものがございます。まず、条例改正の内容につきましては、(1)になります。第3条で文化会館の構成施設を定める条項を追加するものがございます。それから、(2)は文化会館の西にある広場の使用について定めるものになります。まず、アの使用の許可につきましては、第10条と第17条関係で、広場の全部または一部の占有に許可を要することとし、イの場合については、行為の制限等について定めたいと思っております。ウの使用料になりますけれども、こちらは休日1時間につき1,200円、平日1時間につき1,000円、こちらは6月の議会で可決した佐賀駅前の広場の平日1時間につき1,000円というのを参考に金額を設定しております。休日は1.2倍の値段にしておりますが、これは文化会館のホール等の使用料が休日は平日の1.2倍としておりますので、それに合わせた形としており、営利目的の場合は2倍ということで設定したいと考えております。

次に(3)の駐車場についてです。ウの使用料が駐車場料金となりますが、これは現状、複数のイベントがSAGAサンライズパークや文化会館で行われておりますけれども、その開催時に駐車場が混雑することや、SAGAサンライズパークのアリーナの新設が間もなくとなりますけれども、それを見据えて、施設利用者の方の駐車場の円滑化のための取組として、文化会館の東西の駐車場につきましても、ゲートを設置し、一定の料金を設定したいと考えております。2つに分けて駐車料金を設定をしております。上の段の普通自動車等につきましては、最初の1時間までは無料、これは送迎する方だとか事務処理にお見えになる方もいらっしゃると思いますので、そういった方については無料という形で1時間設定させていただきたいと思っております。そして、その後は1時間ごとに100円という形で設定をしたいと思っております。

その下の大型自動車等につきましては、貸し切りバス等で会館にお見えになる方もいらっしゃると思いますので、予約は必要になりますが、ゲートを通らないような形で1回2,000円としたいと思っております。

この料金につきましては、文化会館を練習で頻りに利用されている方ですとか、主催者側の立場に立ったときに、やはり厳しいというようなお声もいただいております。この点につきましては、その方々と話をし、現在調整をしている段階ではございますけれども、ゲートの外に25台程度関係者駐車場がありますけれども、そういったところとか、あとホールの搬入口として大型トラックを搬入するところがあるんですけども、そこも数台止められるような場所がございますので、練習の利用者や主催者の方にはその部分を無料でご利用いただければ思っております。それでも足りない部分につきましては、一定の減免をさせていただくことを今検討しているところです。

なお、この条例の施行につきましては、規則で定める日としておりまして、これは、今駐車場とか広場とかは整備の途中でございますけれども、完成が令和4年度末と予定しておりますので、令和5年度の4月以降の運用開始を検討しているところです。

説明は以上です。

(中村教育長)

12号議案『佐賀市文化会館条例の一部を改正する条例』について、ご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。堤委員さん、どうぞ。

(堤委員)

広場とは、もう一度ちょっとご説明いただけますか。

(小林歴史・文化課長)

広場は文化会館西の国道側に大階段がありますけれども、その下が今工事中になっております。そこが4,000平方メートルほどございますが、樹木等があることで実質的な利用可能面積が約2,000平方メートルとなり、イベント等を行うにはちょっと

使いづらい状況でございましたので、再整備を行っているところです。イベント等にも使いやすいような広場に再整備をしまして、許可制度ということで料金は頂きますけれども、皆さんに使っていただけるような広場にできればと思っております。

(堤委員)

その4, 000平方メートル全体でこの料金ということですか。

(小林歴史・文化課長)

はい、そうです。今までは芸術祭とか、そういったときにキッチンカーが出たりとか、野外ステージとかを設定したことがございましたけれども、なかなか使いづらいという状況もありましたので、これを機に再整備をして、イベントにも使いやすいような広場にしていきたいと思っております。

(中村教育長)

よろしいですか。

(堤委員)

はい、ありがとうございます。

(中村教育長)

ほかに何かございましたら。吉村委員さん、どうぞ。

(吉村委員)

大型自動車、中型自動車が1回につき2, 000円という話だったんですけども、これは1日あたりと考えていいんですか。

(小林歴史・文化課長)

これも、時間にするのかとかといったことも検討したんですけども、やはりどうしてもゲートは通れないような形になりますので、そういったときに皆さんに不利益にならないよう、例えば、朝止めて出るんだけれども、そこはもう一回入らせてくださいとか、そういうふうな対応がうまく運用できるように1回ということで設定をしております。基本的には、1日2, 000円という形にできるような運用をしていきたいと思っております。

(吉村委員)

ありがとうございます。

(中村教育長)

ほかにございますでしょうか。私から1つよろしいですか。先ほどから常時利用されるような方の場合に関係者駐車場等を活用するというお話があったんですけど、関係者駐車場と運搬車両の駐車場を合わせて、大体何台ぐらいありますか。

(小林歴史・文化課長)

関係者駐車場が25台です。ホールの搬入口については、厳密に何台というのは分かりませんが、大型トラックは3台か4台ぐらい駐車できるスペースになります。

(中村教育長)

ありがとうございました。

他に委員の皆さん方よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで第12号議案に関する意見聴取を終わります。

続きまして、第13号議案『工事請負契約の一部変更について』、説明をお願いいたします。

(豊田教育部副部長兼教育総務課長)

それでは、一番最後のページ、14ページをお願いします。第13号議案『工事請負契約の一部変更について』です。これは、現在工事を行っております諸富中学校の屋内運動場の改築工事の契約の一部を変更するもので、金額が1億5,000万円を超える契約につきましては議会の承認が要りますけれども、変更する場合にも同じように議会の承認を得る必要がありますので、地教行法の29条の規定によりまして、議会に提出する案件について意見を求めるいうものであります。契約書の中、契約金額のところ、4億8,400万円現在契約をしておりますけれども、これを4億9,760万106円ということで、約1,360万円増の金額となるものでございます。金額増の内訳としましては、建設単価の上昇によるもの、それから、工事のときに出てきております残土の処分等の費用が高くなったというところで1,360万円の増ということになっております。

説明としては以上でございます。

(中村教育長)

今の工事請負契約の一部変更について、何かご質問、ご意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで第13号議案に関する意見聴取を終わります。

ここで会議の非公開を解きます。

何か全体を通して言い漏らしとかありましたら、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで8月の定例教育委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

終了時間 午後4時26分